

令和7年度「歩くまち・京都」総合交通戦略に係る調査業務 業務委託仕様書

1 業務の概要

(1) 業務の名称

令和7年度「歩くまち・京都」総合交通戦略に係る調査業務

(2) 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和8年3月31日とする。

(3) 業務の目的

本市では、人と公共交通優先のまちづくりの更なる進化を目指し、令和3年11月に策定した「歩くまち・京都」総合交通戦略2021に基づき、公共交通の利便性・快適性の向上や「出かけたくなる」まちづくりを推進している。

本業務では、「歩くまち・京都」総合交通戦略2021の効果について、本市独自のサンプル調査（移動手段分担率調査）により効果測定を行うとともに、当該結果を検証し、公表用の資料として取りまとめを行う。

<参考>

当室のホームページにおいて、「歩くまち・京都」総合交通戦略2021について掲載しているので、参考にすること。

【「歩くまち・京都」総合交通戦略2021について】

[京都市：「歩くまち・京都」総合交通戦略2021の策定 \(kyoto.lg.jp\)](https://www.kyoto.lg.jp/)

(4) 業務の内容

ア 京都市独自のサンプル調査（移動手段分担率の調査）

総合交通戦略では、数値目標として非自動車分担率85%以上を掲げているが、非自動車分担率は、10年に1度のパーソントリップ調査の結果でしか把握することができない。

また、総合交通戦略では、京都市民の休日における外出率を、非自動車分担率を補完するモニタリング指標に位置付けている。

そこで、京都市内を対象とし、京都市独自のサンプル調査（平日及び休日の移動手段分担率の調査）を行う。

① 調査手法

Webページにおける調査を基本とし、加えて必要なサンプル数を確保できるよう創意工夫を図り、適切に調査を実施すること。

② サンプル数

回答者の居住する行政区、年齢、性別、職業等での比較・分析を行えるようにサンプル数を確保すること。

「平日は外出していないが休日は外出した」という回答を想定し、令和5年度調査と比較した必要なサンプル数の増加に対応すること。

また、サンプル数の増加にかかる経費は、変更契約の対象とする。

なお、回答者の居住する行政区、年齢、性別については、可能な限り、各区分における京都市の人口の割合を考慮した分析が行えるように、必要なサンプル数を確保すること。

③ 調査内容

調査内容（設問項目）については、京都市が令和5年度に実施した京都市独自のサンプル調査（移動手段分担率の調査）の内容をベース※とする。

ただし、平日のみではなく、休日の調査も実施すること。

※ 設問項目の詳細は、調査の実施に当たり受注者と協議のうえ決定するものとする。

④ 集計・分析

「『歩くまち・京都』総合交通戦略2021」の内容を理解したうえ、同計画に係る指標及び目標値を踏まえた集計・分析を行うこと。

年齢層別の集計・分析は、「15～19歳」、「20～29歳」、「30～39歳」、「40～49歳」、「50～59歳」、「60～69歳」、「70～74歳」、「75歳以上」の区分で実施すること。

（参考）令和5年度の調査

【調査対象者】京都市在住者

【調査対象日】平日：令和5年10月19日（木）

休日：令和5年10月15日（日）

【調査開始日】令和5年10月20日（金）

【設問数】プレ調査5問、本調査38問

【サンプル数】回収目標数：1,000件

回 収 数：1,104件

（内訳）平日の調査対象日に外出した方 1,008件

平日の調査対象日に外出せず休日の調査対象日に外出した方 96件

【調査方法】

モニターを保有するインターネット調査会社を通じて京都市民の性別・年齢構成に整合するようにフィルタリングして回答者数を確保し、Webページ画面に質問票と回答欄を設計、表示し、回答者がパソコン等により回答を送信。

【調査の流れ】

予備調査と本調査に区分され、予備調査において京都市民ならびに調査対象日に外出した者を抽出して、本調査を実施。

【主な質問事項】

調査当日の移動先、移動目的、交通手段（7番目の移動まで）

普段の移動の頻度と、増減の傾向

免許保有の有無

自家用車保有の有無

イ 効果検証結果のとりまとめ

効果検証の結果を市民の皆様と共有し、「歩くまち・京都」の実現に向け、更なる理解と協力を得ていくため、分かりやすく公表用の資料としてとりまとめること。

2 委託業務の進行等

(1) 業務の打合せ

業務の打合せは必要に応じて適宜行うものとするが、第1回並びに成果品納入時及び業務の主要な段階においては、全体業務を統括する者が出席するものとする。

(2) 進捗状況の報告

受託者は、業務進捗状況その他必要事項について、適宜、本市へ報告を行うこととする。

(3) 協議事項

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議によりその解決を図るものとする。

(4) 成果品

成果品は、以下のとおりとする。なお、本業務は電子納品対象業務とし、以下の成果品を納品するものとする。

- | | |
|---------------------------------|-----|
| ① 電子成果品（電子媒体 CD-R 等） | 2 部 |
| ② 報告書（A 4 判：金文字製本 1 部、簡易製本 2 部） | 3 部 |
| ③ 概要版 | 5 部 |
| ④ 各種データファイル一式 | 1 式 |
| ⑤ その他本市が指示するもの | 1 式 |

なお、納品を求める電子データ等の詳細については、ファイル形式等を含め、協議により決定する。

3 その他

(1) 秘密保持義務

本委託業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(2) 個人情報の保護

本業務の遂行に当たり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例を遵守すること。

(3) 著作権の取扱い

ア 本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。）については、本市に帰属するものとする。また、本事業終了後においても本市がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うに当たり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で利用できるものとするとともに、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。

イ 成果物に使用される全てのものは、必ず事前に著作権、肖像権等の権利の了承を得てから使用すること。

ウ 成果物に使用される全てのものは、権利者により二次使用を含めた使用の許諾及び事後

においても権利の主張を行わない旨の許諾を得たうえで使用すること。なお、その際必要となる一切の手續及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

エ 本事業による成果物については、使用料その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。

オ 成果物の著作権及び肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、本市は責任を負わない。